

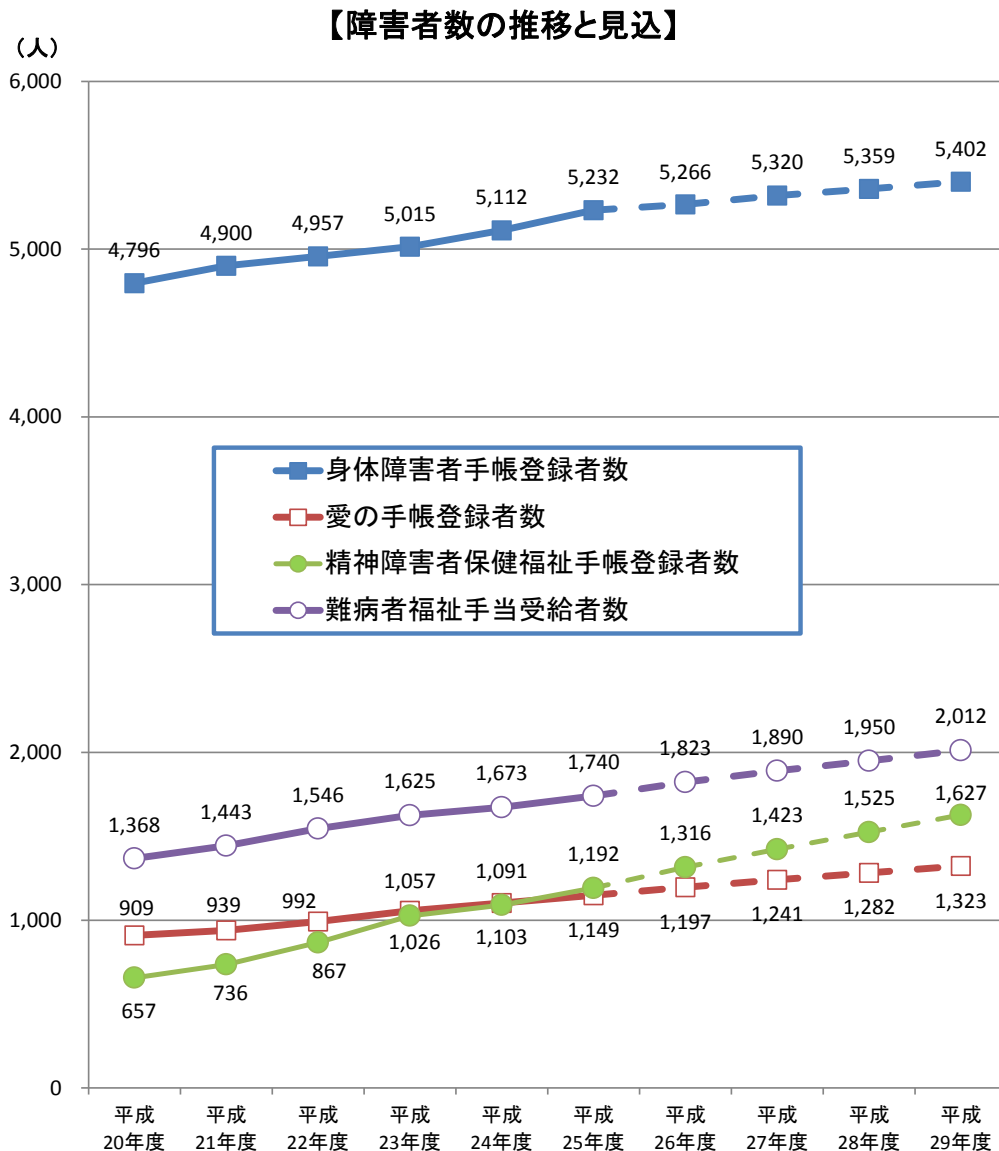
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移

平成25年度末(平成26年3月31日)時点の障害者数[※]は、身体障害者が5,232人、知的障害者が1,149人、精神障害者が1,192人、難病患者が1,740人となっています。

[※]身体障害者手帳登録者数、愛の手帳登録者数、精神障害者保健福祉手帳登録者数、難病患者福祉手当(市制度)受給者数

平成20年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと推測されます。



2 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校 (知的)	4	26	6	6	3	5	2	4
中原小学校 (知的)	2	12	1	2	2	2	2	3
東小学校 (知的)	2	12	2	0	3	1	4	2
柳沢小学校 (知的)	1	4	2	0	0	0	1	1
田無小学校 (自閉症・情緒)	4	27	1	6	5	8	6	1
中原小学校 (自閉症・情緒)	4	25	0	4	5	3	7	6
東小学校 (自閉症・情緒)	1	1	0	0	0	0	1	0
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	2	2	0	0	0	0	0

【市立小学校の通級指導学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
保谷第一小学校 (情緒)	2	17	0	0	4	6	4	3
谷戸小学校 (情緒)	3	23	0	4	3	5	7	4
東伏見小学校 (情緒)	3	21	0	2	4	3	8	4
保谷小学校 (言語)	2	23	0	11	5	5	2	0
芝久保小学校 (言語)	2	23	0	4	12	6	0	1

【市立中学校の特別支援学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第一中学校 (知的)	2	15	3	8	4
保谷中学校 (知的)	4	31	9	15	7
青嵐中学校 (知的)	1	5	5	0	0
田無第一中学校 (自閉症・情緒)	2	11	1	7	3
保谷中学校 (自閉症・情緒)	2	10	3	2	5
青嵐中学校 (自閉症・情緒)	1	1	0	0	1

【市立中学校の通級指導学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第二中学校 (情緒)	3	26	5	9	12

【市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数】(平成 26 年 5 月 1 日現在 障害福祉課調べ)

	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学生	78	7	14	15	11	16	15
中学生	44	17	7	20			
高校生	89	30	35	24			

3 障害支援区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分は、訪問等の調査での聴き取りに基づくコンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定を経て決定されます。

平成25年度は、196件（身体障害者50件・知的障害者138件・精神障害者8件）の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【身体障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	3	0	0	0	0	0	3
2	0	0	7	6	0	0	0	13
3	0	0	0	8	4	0	0	12
4	0	0	0	0	2	3	0	5
5	0	0	0	0	0	8	3	11
6	0	0	0	0	0	0	6	6
合計	0	3	7	14	6	11	9	50

【知的障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	4	3	0	0	0	0	7
2	0	0	24	10	0	0	0	34
3	0	0	0	20	16	0	0	36
4	0	0	0	0	7	17	1	25
5	0	0	0	0	0	10	12	22
6	0	0	0	0	0	0	14	14
合計	0	4	27	30	23	27	27	138

【精神障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	1	0	0	0	0	0	1
1	0	1	2	0	0	0	0	3
2	0	0	2	1	0	0	0	3
3	0	0	0	0	1	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	4	1	1	0	0	8

4 市内の障害福祉関連施設等の状況

【日中活動系サービス事業所】

生活介護	西東京市生活介護事業所、P.F.P.C はたらきば、さくらの園、たんぽぽ、どろんこ作業所
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援(B型)	サンワーク田無、さくらの園、たなし工房、ほうや福祉作業所、富士町作業所、コミュニティルーム友訪、ワークステーションウーノ(おかし工房マーブル)、パツソ西東京
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー

【居住系サービス事業所】

共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者	つばな寮、田無寮、自立生活企画生活寮、アットホームウーノ、緑町マリーナ、ピッピー、芝久保どろっぷす、グループホームにこっ、ケアホーム西東京
	精神障害者	グループホームサンワーク、グループホームわんど、住まいる、グループホームもやい、ミモザハウス
施設入所支援	たんぽぽ	

【障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ、児童発達支援事業みらい、りぼん
放課後等デイサービス	ととろクラブ、療育型児童デイサービスさざんか第1、りぼん、シュプロスひばりヶ丘、くまさん保谷教室、たまみずきひばり

5 アンケート調査結果概要

計画策定の基礎資料とするため、平成26年6月時点で、西東京市から障害者総合支援法に基づくサービスの支給を受けている障害児・者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

【調査回収状況】

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者調査	225	102	45.3%
知的障害者調査	399	211	52.9%
精神障害者調査	193	92	47.7%
児童調査	348	151	43.3%
施設入所者調査	140	76	54.3%
合計	1,305	632	48.4%

(1) 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者では「ホームヘルパー等の在宅サービス事業者」、知的障害者、精神障害者、児童では「母親」の割合が多くなっています。※無回答は省略

【身体障害者・知的障害者・精神障害者】

	上段:人数 下段:%	配偶者 (夫、妻)	子ども、 子どもの配偶者	父 親	母 親	兄弟、 姉妹	その他の親せき	近所の人、 友人・知人	ホームヘルパー等の 在宅サービス事業者	その他
身体障害者	102 100.0	11 10.8	4 3.9	4 3.9	23 22.5	4 3.9	0 0.0	2 2.0	27 26.5	21 20.6
知的障害者	211 100.0	1 0.5	0 0.0	12 5.7	112 53.1	3 1.4	1 0.5	0 0.0	12 5.7	60 28.4
精神障害者	92 100.0	3 3.3	1 1.1	6 6.5	31 33.7	13 14.1	0 0.0	0 0.0	6 6.5	16 17.4

【児童】

	上段:人数 下段:%	父親	母親	その他
児童	151 100.0	1 0.7	129 85.4	21 13.9

(2) 外出の状況

外出時の支援状況は、身体障害者では 69.6%、知的障害者では 64.0%、精神障害者では 17.4%、児童では 82.1%、施設入所者では 93.4%が何らかの支援を必要としています。

	上段:人数 下段:%	ひとり で外出 できる	外出の際に何らかの支援が必要				そ の 他	無 回 答
			いつも 支 援 が 必 要	外 は 支 援 が 必 要 な 場 所 に は 一 人 で 行 け る が そ れ 以 外 は 支 援 が 必 要	慣 れ た 場 所 に は 一 人 で 行 け る が そ れ 以 外 は 支 援 が 必 要	い つ も は 一 人 で 行 け る が 調 子 が 悪 い 場 合 は 支 援 が 必 要		
身体障害者	102	24	71	55	13	3	2	5
	100	23.5	69.6	53.9	12.7	2.9	2	4.9
知的障害者	211	72	135	62	69	4	1	3
	100	34.1	64.0	29.4	32.7	1.9	0.5	1.4
精神障害者	92	73	16	3	6	7	0	3
	100	79.3	17.4	3.3	6.5	7.6	0	3.3
児童	151	16	124	95	28	1	9	2
	100	10.6	82.1	62.9	18.5	0.7	6	1.3
施設入所者	76	1	71	63	7	1	0	4
	100	1.3	93.4	82.9	9.2	1.3	0	5.3

(3) 就労等の状況

現在、収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者では 28.4%、知的障害者では 77.7%、精神障害者では 52.2%です。仕事の形態は、「授産施設、または福祉作業所」が多くなっています。なお、施設入所者では、お金をもらう仕事をしている人は 18.4%です。

【身体障害者・知的障害者・精神障害者・施設入所者】

	上段:人数 下段:%	収入を伴う仕事 をしている	収入を伴う仕事 はしていない	無回答
身体障害者	102	29	63	10
	100.0	28.4	61.8	9.8
知的障害者	211	164	39	8
	100.0	77.7	18.5	3.8
精神障害者	92	48	39	5
	100.0	52.2	42.4	5.4
施設入所者	76	14	60	2
	100.0	18.4	78.9	2.6

※施設入所者には「お金をもらう仕事をしているか」を、他には「収入を伴う仕事をしているか」を質問しています。

(4) 福祉サービスの利用状況

福祉サービスの利用者数、利用割合は下表のとおりです。

【福祉サービスの利用者数、利用割合】

	身体障害者 全数:102		知的障害者 全数:211		精神障害者 全数:92		児童 全数:151	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
訪問系サービス	57	55.9	49	23.2	7	7.6	28	18.5
生活介護	27	26.5	41	19.4	3	3.3		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	30	29.4	26	12.3	17	18.5		—
就労移行支援	7	6.9	18	8.5	12	13.0		—
就労継続支援(A型・B型)	13	12.7	73	34.6	48	52.2		—
療養介護	10	9.8	1	0.5		—		—
短期入所(ショートステイ)	14	13.7	37	17.5	3	3.3	23	15.2
共同生活援助 (グループホーム)	1	1.0	45	21.3	10	10.9		—
施設入所支援	4	3.9	5	2.4	1	1.1		—
相談支援	20	19.6	45	21.3	24	26.1	10	6.6
児童発達支援		—		—		—	59	39.1
放課後等デイサービス		—		—		—	66	43.7
保育所等訪問支援		—		—		—	4	2.6

訪問系サービス(知的、児童)、短期入所(知的、児童)、放課後等デイサービス(児童)は「十分に利用できていない場合もある」と回答した割合が5割を超えています。

【福祉サービスを「十分に利用できていない場合もある」とした割合】 ※20人以上が利用しているサービスのみ

身体障害者	訪問系サービス 38.6 %	生活介護 7.4 %	自立訓練 26.7 %	相談支援 20.0 %
知的障害者	訪問系サービス 53.1 %	生活介護 14.6 %	自立訓練 15.4 %	就労継続支援 19.2 %
	短期入所 64.9 %	共同生活援助 8.9 %	相談支援 22.2 %	
精神障害者	就労継続支援 39.6 %	相談支援 20.8 %		
児童	訪問系サービス 67.9 %	短期入所 91.3 %	児童発達支援 28.8 %	放課後等デイサービス 62.1 %

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、短期入所、訪問系サービスについて3割を超えています。児童では放課後等デイサービス、短期入所、訪問系サービスが3割を超えています。

【サービス未利用者の今後の利用意向:「利用したい」と回答した割合】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	全数	上段:人数 下段:%	全数	上段:人数 下段:%	全数	上段:人数 下段:%	全数	上段:人数 下段:%
訪問系サービス	36	9 25.0	137	51 37.1	80	9 11.3	118	36 30.5
生活介護	61	3 4.9	147	26 17.7	80	7 8.8		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	55	4 7.3	151	24 15.9	61	7 11.5		—
就労移行支援	68	5 7.4	167	22 13.2	61	23 37.7		—
就労継続支援 (A型・B型)	61	5 8.2	111	19 17.1	28	8 28.6		—
療養介護	68	3 4.4	171	14 8.2		—		—
短期入所 (ショートステイ)	68	9 13.2	151	65 43.0	72	5 6.9	122	46 37.7
共同生活援助 (グループホーム)	83	11 13.3	147	84 57.1	62	9 14.5		—
施設入所支援	76	7 9.2	179	43 24.0	76	3 3.9		—
相談支援	63	23 36.5	138	78 56.5	55	17 30.9	132	66 50.0
児童発達支援		—		—		—	87	15 17.2
放課後等デイサービス		—		—		—	81	39 48.1
保育所等訪問支援		—		—		—	136	18 13.2

※「全数」とは当該サービスを「利用していない」とした人数（サービス利用の有無について無回答を除く。）

※「人数」とは「全数」のうち、「利用したい」とした回答者数であり、「%」は「全数」に対する割合です。

6 ヒアリング調査結果概要

平成26年8月から9月にかけて、特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者及び市内の障害福祉サービス事業者等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、質問シートおよびヒアリングで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1) 特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者

■児童への支援■

- ・ 障害が軽度の子どもにも支援は必要。福祉行政サービスは重い子が優先。親もあきらめて、自分が面倒見るしかないとい我慢している。デイケアや療育、教育の光をすべての障害児にあててほしい。申し込んでも断られることのない西東京であってほしい。
- ・ 放課後等デイサービス事業所の増加と質の向上。(待機児童の解消)
- ・ 家族の急病時等、緊急の預かりサービスがあるとありがたい。ショートステイや施設緊急一時保護を拡充してほしい。
- ・ 安定した療育支援が受けられるような体制づくり。
- ・ 言語訓練の先生・機会が不足しており、年2～4回程度しか機会がない。もう少し多く受けられるとよい。
- ・ 時間外保育や延長保育、一時預かり等があると助かる。
- ・ 夏休みなどの長期休暇時の対応改善。受け入れ回数が半減するため生活リズムが変わってしまう。毎日受け入れしてもらえると楽かもしれないが、個別対応(全部早帰り、回数減など)できるようになればありがたい。
- ・ 親にとっての最初のヤマは、障害の診断がおりたときに、母子保健から福祉サービスにどう繋げていくのかがポイント。次に具体的な相談事項がではじめたときに、市の窓口はどこが元締めなのかがポイント。
- ・ 学校教育の場で障害児(者)に対する理解を推進してほしい。

■施設・居場所の不足解消■

- ・ 障害者が自立できるよう、就職先やグループホームを増やしてほしい。
- ・ 肢体不自由児の卒後の施設不足を改善してほしい。
- ・ 障害児・者が余暇を気兼ねなく過ごせる場所を増やしてほしい。
- ・ ボランティア参加型の障害児の遊び場、余暇活動を公民館等でも提供してほしい。

- ・ 卒後の子どもたちの居場所（生活の場、働く場）があるように、積極的に支援してほしい。短期のお試しでも1日限りのイベントでもよい。「きっかけ」をたくさん増やしてほしい。
- ・ 市のスポーツセンターでの障害児対象の教室がひとつしかない。昼間の習い事が難しいので、もう少し増やしてほしい。

■サービス利用に関する手続きや相談■

- ・ 行政、民間の各サービス・制度にワンストップでアクセスできるようなサービス。情報が集約されていれば、適切な支援をより受けやすくなると思う。
- ・ 受けることのできる行政サービスを課や部署を超えてまとめ、情報提供してほしい。障害者のしおりをよく読んで、あてはまりそうな課にいちいち訊かなければならず、非常に分かりにくい。
- ・ 庁内各課の連携はとても重要。健康福祉、児童福祉、障害福祉の連携が大事になってくると思う。
- ・ 困りごとをトータルで相談するケースワーカーの設置。
- ・ 児童ごとに担当の相談員がいて、今後の進路や兄弟の兼ね合いや利用できるサービスを教えてくれると助かる。

■人材育成■

- ・ 男子児童・生徒の介護に若い男性ヘルパーを配置してほしい。

(2) 市内事業所

■相談支援■

- ・ 市とサービス提供（支援）者側が連携するには、お互いの仕事に関する知識や理解を踏まえて、事業者ごとの役割を明確にし、適切な役割分担をすることが必要。
- ・ ワンストップの相談窓口の設置をしてほしい。
- ・ 「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の説明と周知をしてほしい。

■児童への支援■

- ・ 障害児・保護者が利用できるサービスが全体に不足している。放課後等デイサービス、児童発達支援事業、移動支援事業等のサービスの充実を求めてほしい。
- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスでは補うことのできない子どももいる。不登校児対策として、子どもならば誰でも自由に行ける場所がほしい。

■ヘルパー利用範囲の拡大■

- ・ 精神障害者、精神疾患者のヘルパー利用を促進してほしい。家事援助で困っている人、通院などに不安を感じている人、家族関係が悪化している人など、ヘルパーを利用することで改善できることもある。
- ・ 精神障害者に対するヘルパー支給は他市に比べ少ないと感じる。
- ・ ガイドヘルパーに同性ヘルパーが少なく、行動が制限される。
- ・ 発達障害者では、片づけの仕方など一緒にやることが援助として重要な場合もある。また買い物や余暇活動等をヘルパーと共に行える時間がほしいという声もある。

■移動支援等■

- ・ 親の高齢化により移動困難な人が増えている。移動支援の拡大をしてほしい。
- ・ 移動支援は必要な事業だが、需要と供給のバランスが取れない分、運営は難しく、移動支援事業所の立ち上げは少ない。ニーズに対して、事業所、ヘルパーは不足している。
- ・ 精神障害者にも移動支援を必要とする人がいる。

■就労支援■

- ・ 工賃向上のためにも優先調達推進法に基づいた発注の推進を引き続きお願いしたい。
- ・ 市役所などに自主製品の常設展示スペースを設置してほしい。販売は無理でも見てもらうことにより、お金以外の励みになる。
- ・ 市内作業所同士による共同受注の仕組みを構築できるとよい。

■グループホーム■

- ・ 知的障害者、精神障害者のグループホームに空きがない。空きがあっても、本人、家族の希望とタイミングが合わず、断る人もいる。本人、保護者のためにはいざというときに慌てないように自立するすべを身に付けてほしい。そのためには家族等への意識改革の働きかけも必要。
- ・ 精神障害者の通過型グループホームの場合、退去後の生活場の確保やホームヘルプ等の支援等、課題が多い。

■居場所の充実■

- ・ 知的障害者の居場所として、地域活動支援センターが必要。また知的障害者の相談センターとしても機能すれば、就労や生活支援がスムーズになるのではないかと。
- ・ 自由に行ける場所で他人と話し、社会的環境に馴染むような場所が増えるといい。また発達障害者では、既存資源にマッチしない人が増えているが資源はまだない。発達障害者同士が接し、過ごせる場所があればよい。

■余暇活動の充実■

- ・ 利用者からは土日勤務者向けの平日イベント、仕事後に集まれるフリースペースの設置、宿泊を伴うイベントの開催など、余暇活動の機会を増やしてほしいという希望がある。
- ・ 身体障害者のレクリエーション、スポーツ事業の充実や、地域参加できる環境を求められている。

■市とサービス事業者の連携強化■

- ・ 事業者連絡会が立ち上がり、連絡会を通してお互いに相談等ができるとうよい。

■サービスの質の確保・向上と人材育成■

- ・ 質の確保として、事業所向け勉強会や講習会などを増やしてほしい。(ガイドヘルプ・喀痰吸引等含む)
- ・ 事業を継続していくために人材育成・確保は課題。人材を確保し、質の高いサービスが提供できるような体制を作っていくために物心ともにバックアップしてほしい。専門職を育成していくシステム作りが必要。
- ・ ガイドヘルパー養成講座等の市民参加を促し、障害者理解のきっかけのひとつとしてほしい。
- ・ 入浴、トイレ介助等の援助の提供、指導のサービスを行える同性介護（男性）の支援員を増やしてほしい。

■その他のサービス利用■

- ・ 生活介護等の事業所数が不足している。今後、高齢化に伴う生活援助も必要になる。
- ・ 医療的ケアが必要な利用者へのサービスや、強度行動障害の利用者へのサービスが不足している。
- ・ 施設緊急一時保護、短期入所サービス、移動支援サービス等の事業所数が足りない印象。